

寒川町介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(保険料率)	(保険料率)
<p>第6条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。))第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)</u>の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第6条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。))第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)</u>の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。))第39条第1項第1号に掲げる者</u> 30,600円</p>	<p>(1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。))第38条第1項第1号に掲げる者</u> 28,390円</p>
<p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> 42,840円</p>	<p>(2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者</u> 42,740円</p>
<p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> 45,900円</p>	<p>(3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者</u> 43,050円</p>
<p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> 55,080円</p>	<p>(4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者</u> 56,160円</p>
<p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> 61,200円</p>	<p>(5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者</u> 62,400円</p>
<p>(6) <u>次のいずれかに該当する者</u> 70,380円</p>	<p>(6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者</u> 74,880円</p>
<p><u>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第10条第1項第2号イを除き、以下同じ。)</u>が125万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 76,500円

ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 91,800円

ア 合計所得金額が200万円以上400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 107,100円

ア 合計所得金額が400万円以上800万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 81,120円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 93,600円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 106,080円

される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しないもの 122,400円

2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,360円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,360円」とあるのは、「30,600円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,360円」とあるのは、「42,840円」と読み替えるものとする。

第7条 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があつた場合)

第8条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくは

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 118,560円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 131,040円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 143,520円

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 149,760円

2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、17,780円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「17,780円」とあるのは、「30,260円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「17,780円」とあるのは、「42,740円」と読み替えるものとする。

第7条 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があつた場合)

第8条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくは

ハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ

に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

～略～

(制定附則)

附 則

第1条～第10条 (略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第11条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア及び第9号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあ

ハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ

に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

～略～

(制定附則)

附 則

第1条～第10条 (略)

(削る)

るのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

～略～

～略～

(改正附則)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。